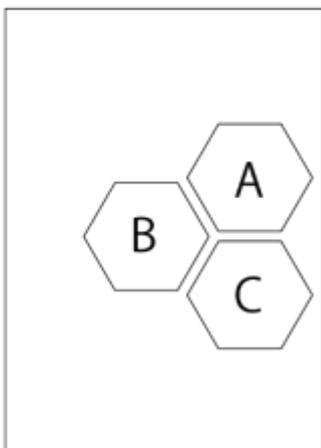


概要版

龜山市歷史的風致維持向上計畫【第2期】



令和3年5月  
龜山市



表紙掲載画像

A：歌川広重画 東海道五拾三次之内阪之下筆捨嶺（保永堂版）

B：歌川広重画 東海道五拾三次之内関本陣早立（保永堂版）

C：歌川広重画 東海道五拾三次之内亀山雪晴（保永堂版）

<b>序章. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画期間 .....	1
3. 計画の策定体制 .....	2
4. 計画変更の経緯 .....	2
<b>第1章. 歴史的風致形成の背景</b> .....	<b>3</b>
1. 自然的環境 .....	3
2. 社会的環境 .....	3
3. 歴史的背景 .....	4
4. 文化財等の分布状況 .....	5
<b>第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致</b> .....	<b>6</b>
1. 歴史的風致 .....	6
(1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 .....	7
(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 .....	8
(3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 .....	9
(4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 .....	10
(5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 .....	11
(6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 .....	12
(7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 .....	13
(8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 .....	14
<b>第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b> .....	<b>15</b>
1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 .....	15
2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 .....	16
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 .....	17
4. 実施体制 .....	17
<b>第4章. 重点区域の位置及び区域</b> .....	<b>18</b>
1. 重点区域の位置及び区域 .....	18
2. 重点区域の指定の効果 .....	20
3. 良好な景観の形成に関する施策との連携 .....	20
<b>第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1. 市全体に関する事項 .....	22
<b>第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</b> .....	<b>24</b>
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 .....	24
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 .....	25
<b>第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針</b> .....	<b>29</b>
1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 .....	29
2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 .....	29
<b>第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b> .....	<b>30</b>
1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 .....	30
2. 個別の事項 .....	30
3. 届出が不要の行為 .....	30



## 序章. はじめに

### 1. 計画策定の背景と目的

本市では「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年(2008)5 月 23 日法律第 40 号）（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、本市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、「亀山市歴史的風致維持向上計画」を作成し、その取組を推進している。

平成 21 年(2009)1 月 19 日に国の第一次認定を受けた計画（以下「第 1 期計画」という。）により、旧亀山城多門櫓保存整備、亀山城跡を含む亀山公園及び周遊ルートの整備、「関の山車」会館の整備等のハード事業をはじめとして、歴史的建造物の修理・修景に係る助成事業、祭りや伝統文化等への支援等、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組み、併せて、「亀山市景観計画」（平成 23 年(2011)6 月策定）により、亀山城下町、亀山宿及び関宿周辺の宿場や東海道の一体的な景観の維持向上を図っている。

旧亀山城多門櫓については亀山城跡・亀山宿の歴史的風致を象徴する建造物として保存され、平成 26 年度(2014)に県有形文化財（建造物）の指定を受け、旧亀山城多門櫓を中心にその周辺の文化財の公開や周遊性の向上により、来訪者数も増加傾向にある。さらに、鈴鹿関跡が令和 3 年(2021)3 月に国の史跡に指定され、今後は全体像の解明に取り組みでいくとともにその管理や活用についての検討を行っていくところである。

しかし、歴史的資産の整備が進む一方で、本市の歴史的風致の根幹であり、徳川家康が慶長 6 年(1601)に五街道を整備してから 400 年の歴史を持つ「東海道」については、街道に暮らす人々の生活に深く関わっているものの、宿場を結ぶ区間においては市民や来訪される方が「東海道」であるとの認識がまだまだ薄く、歴史文化拠点間を繋ぎ、まち一体となった魅力の発信が十分にできていない状況にある。その他にも、拠点となる歴史的資産への誘導が今後も必要であることや、保存、継承すべき歴史的建造物等も残っていること、また、少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承において指導者や担い手の不足が懸念されていることなどの課題が未だに解決されていないことから、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、引き続き歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくため、亀山市歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画を策定することとする。

### 2. 計画期間

計画期間：令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030） 10 年間



### 3. 計画の策定体制

本計画の策定体制と策定の流れを下図に示す。

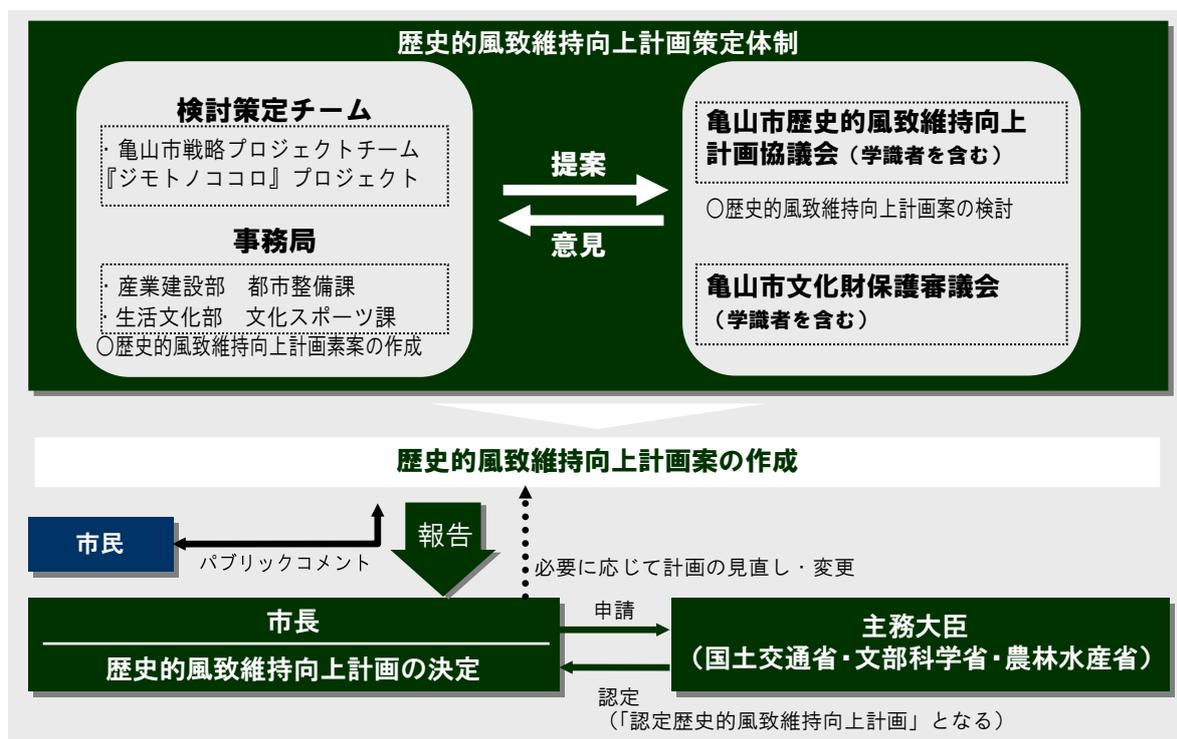


図 0-1 本計画の策定体制及びフロー

### 4. 計画変更の経緯

#### (1) 亀山市歴史的風致維持向上計画（第1期）策定の経緯

平成20年（2008）5月23日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
平成20年（2008）11月28日	亀山市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
平成21年（2009）1月19日	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の認定
平成21年（2009）	
～令和2年（2020）	「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定（5回）、軽微な変更（3回）

#### (2) 亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定の経緯

令和2年（2020）7月6日	亀山市戦略プロジェクトチーム『ジモトノココロ』プロジェクト会議開催
令和2年（2020）10月19日	第15回協議会開催
令和2年（2020）12月25日	亀山市文化財保護審議会への意見聴取
令和3年（2021）1月22日	第16回協議会開催
令和3年（2021）2月16日	パブリックコメント
～3月17日	
令和3年（2021）3月22日	第17回協議会開催
令和3年（2021）3月29日	「亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を国へ申請
令和3年（2021）5月19日	「亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）」の認定

# 第1章. 歴史的風致形成の背景

## 1. 自然的環境

本市は三重県の西北部に位置し、東西約 21km、南北約 17km、面積約 190.91k m<sup>2</sup>である。市域の西部は鈴鹿山地に含まれ、標高 500～900m 前後の山々が南北に連なっており、東部は伊勢平野の西北端を構成し、標高 50～100m 程の丘陵地となっている。

市域を流れる河川には、鈴鹿山地を源流として伊勢湾へ注ぐ鈴鹿川・中の川の二つの水系があり、市域はそれぞれ中・上流域をなしている。鈴鹿川には加太川・安楽川・八島川などの支流があり、その流域が市域の北部の過半を占めている。

市内の中心市街地は河川の中流域となる丘陵上に位置し、また、山地と河川とが成す谷間に小集落が点在する。

## 2. 社会的環境

本市は都のあった飛鳥・大津・奈良・京都と東国を結ぶルート上に位置し、交通の要衝として発展してきた。街道のルートは都の位置によってそれぞれ変化はするものの、鈴鹿山地を越えた後は一旦当市域に収束しており、東西交通の結節点となっていた。

「東海道」は各時代を通じて日本の東西を結ぶ幹線であり、街道としての維持・整備が続けられたが、近代以降は「国道1号」となり、旧街道を基本としながら維持・整備が進められている。一方、鉄道網としては、明治時代に東海道線と平行して関西に通じる「関西鉄道」が敷設され、また、亀山からは伊勢へ向かう「参宮鉄道」が分岐した。これら鉄道網は、現在でもJR線として活用されている。



図 1-1 本市の位置

■ 鈴鹿川

■ 旧東海道

### 3. 歴史的背景

#### (1) 古来より交通の要衝として発展

近世以前における当地域は、都から東国へ抜ける主要な道路である「東海道」が通る東西日本を画する交通の要衝の地であった。また、関の地名の由来ともなったといわれている「伊勢鈴鹿関」は、「越前愛発関」「美濃不破関」とともに「古代三関」に数えられている。



■鈴鹿関跡

#### (2) 武士の台頭と亀山

戦乱の世の中で市域と鈴鹿市の一部を含む地域は、関氏の支配するところとなった。関氏は関を拠点とし、亀山古城を築き、一族に神戸・国府・<sup>かんべ</sup>・<sup>こう</sup>・<sup>みね</sup>・<sup>かぶと</sup>・鹿伏兎・亀山の各城に配置して北勢随一の豪族に成長した。戦国期を迎えると、この地においても織田信長、羽柴秀吉による天下統一に向けた全国的な戦国動乱の渦の中に巻き込まれ、羽柴秀吉による伊勢侵攻に関わる文化財・伝承地が残っている。

#### (3) 東海道と宿場の整備

慶長6年(1601)、東海道五十三次の宿駅制により、市内に街道及び亀山宿・関宿・坂下宿の3宿が整備された。本市の都市構造の基礎はこの時形作られたものであり、現在まで引き継がれている。

##### ① 亀山宿

亀山宿は、東海道上に築かれた伊勢亀山藩の城下町でもあった。城の存在は、東海道を旅する旅人の興味・関心を引き、紀行文・浮世絵の題材とされた。

明治時代となると、宿場町は経済活動の中心として、城郭跡は政治・教育文化・宗教上の中心として引き継がれた。



■亀山城多門櫓

##### ② 関宿

関宿は東海道五十三次の宿場町で唯一、重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みである。関宿内にある地藏院は、当地域随一の古刹であり、境内の本堂・愛染堂・鐘楼が重要文化財（建造物）に指定されている。



■関宿全景

##### ③ 坂下宿

坂下宿から鈴鹿峠は東海道随一の難所であった。江戸初期、坂下宿は洪水により大きな被害を受け、現在地に移ったといわれている。

鈴鹿馬子唄は峠を越える馬子たちが歌ったとされるが、旅人たちにより各地に伝わり浄瑠璃にも取り上げられた。地域では正調鈴鹿馬子唄が伝承されている。



■鈴鹿峠

#### ④宿場を繋ぐ東海道沿道

市内の東海道沿い集落は、互いに近接し、切れ目なく続き、その僅かな切れ目は松並木であった。亀山宿の西に位置する野村集落には、野村一里塚(国史跡)が置かれ、旅人に東海道の里程を示していた。

#### ～東海道と諸街道～

市域には、東海道から分岐する街道、東海道の間道として使用された街道などもある。

こうした街道の維持管理は、周辺の農村も含め、地域全ての人々に与えられた責務であり、ここに暮らす人々の生活の糧でもあった。



図 1-2 市内の旧街道等

#### (4) 鉄道・高速道路による発展

近代を迎えると、徒歩を基本とした街道から、大量輸送を可能とする鉄道へと交通手段の中心が移っていった。このことが、この地域の地場産業である製茶・製糸業に活気を与え、またローソクなどの新たな産業を生み出していった。



■鉄道遺産

## 4. 文化財等の分布状況

本市には令和3年(2021)3月31日現在、国指定等、県指定、市指定を合わせて136件の文化財がある。

重要文化財である「地蔵院本堂・愛染堂・鐘楼」は亀山市関宿伝統的建造物群保存地区の中心部に位置する。また、県指定の史跡「旧亀山城多門櫓」は旧亀山城に関連して県内で唯一残る城郭建造物である亀山城本丸東南隅櫓を含む石垣遺構である。この他、市の歴史や文化に根ざした有形・無形の文化財が多く存在している。



■重要伝統的建造物群保存地区「関宿」



■地蔵院本堂



■野村一里塚

## 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致

### 1. 歴史的風致

#### 東海道における東西文化の接点である本市の歴史的風致 ～「街道文化」～

本市は街道を代表する「東海道」をはじめ、大和街道・巡見道・安楽越・伊勢別街道・金王道などを軸に、「東西文化の接点」として多くの旅人たちを迎えてきた。旅人たちによってもたらされた様々な文化の中で、本市の気候風土や慣習に合ったものがこの地に根付き、長い年月の中で少しずつ姿を変えながら現在の本市固有の歴史的風致を形づくっている。

本市の歴史的風致はそこに生活する人々と往来する人々の相互の交流によって生まれ、育まれ、今に伝え受け継がれてきた「街道文化」そのものである。



図 2-1 本市の歴史的風致の考え方

#### 【東海道の歴史的風致】

- (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致
- (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致
- (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致
- (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致
- (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致



#### 【東海道から分岐する街道の歴史的風致】

- (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致
- (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致
- (8) 金王道「屋生地区」周辺の歴史的風致

図 2-2 本市の維持向上すべき歴史的風致の状況

## (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致

関宿は東海道五十三次の宿場町で唯一、重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みであり、「生活しながらの保存」をテーマに守り続けてきた。

関宿では歴史上価値の高い建造物が並ぶ町並みを舞台として、毎年7月末に、2日間に渡って神輿の渡御と山車の曳き回しが行われる祭りや、20年に一度の鳥居の建替え時に住民総出の「お木曳き」が行われている。また、関宿の街道に面し伝統産業を引き継ぐ家々では本来の「ミセ」の姿が生き続けており、「桶」の製造や「関の戸」「志ら玉」などのお菓子、伊勢茶の製造・販売といった伝統産業が、宿場時代から引き継がれ営まれており、活気ある宿場町の歴史的風致を形成している。

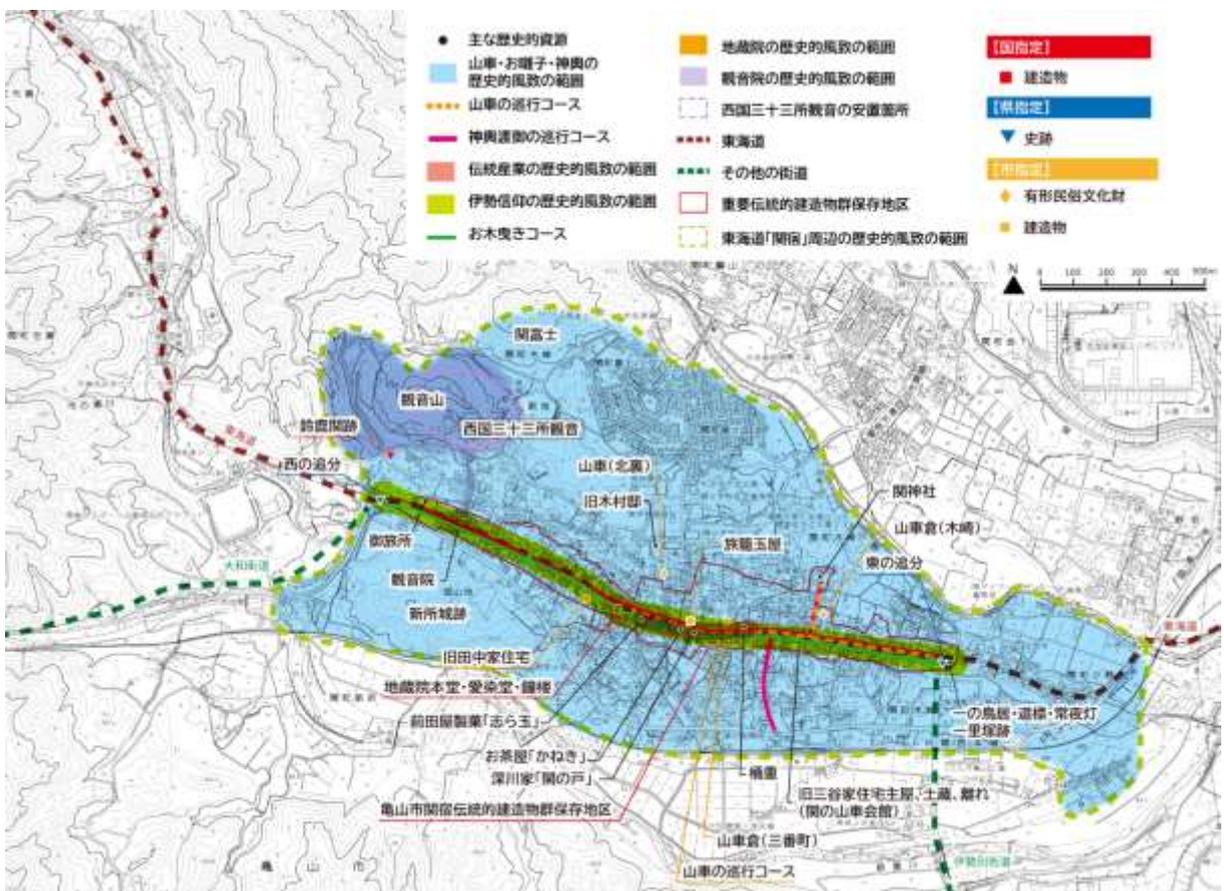


図 2-3 東海道「関宿」周辺の歴史的風致

## (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致

「旧亀山城多門櫓」の多門櫓と石垣は周辺が旧城郭内であったことを示す歴史的建造物で、そのすぐ横には明治天皇行在所がある。そこでは亀山藩公認の武芸流派であった「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」（県指定無形文化財）の伝承活動が続けられており、かつての亀山城跡からは今も剣士たちの掛け声が加藤家屋敷をはじめとした歴史的建造物が残る城下町周辺にこだまし、旧城郭の威厳を感じさせる歴史的風致がある。

亀山城下町でもあった亀山宿は「旧館家住宅」（市指定建造物）の他にも、数多くの伝統的な建造物が並ぶ町並みを形成し、毎年10月に行われる亀山神社・八幡神社の祭礼においては「阿野田かんこ踊り」（市指定無形民俗文化財）などの伝統芸能の奉納や、神輿の巡行などが行われて、城下町・宿場町が一つとなった賑わいを感じさせる歴史的風致である。



■旧亀山城多門櫓

■亀山神社

■八幡神社 鳥居の奥が神輿庫

■旧館家住宅

■心形刀流武芸形

■亀山神社祭礼 宵山の酒宴

■八幡神社祭礼 神輿と大提灯

■阿野田かんこ踊り

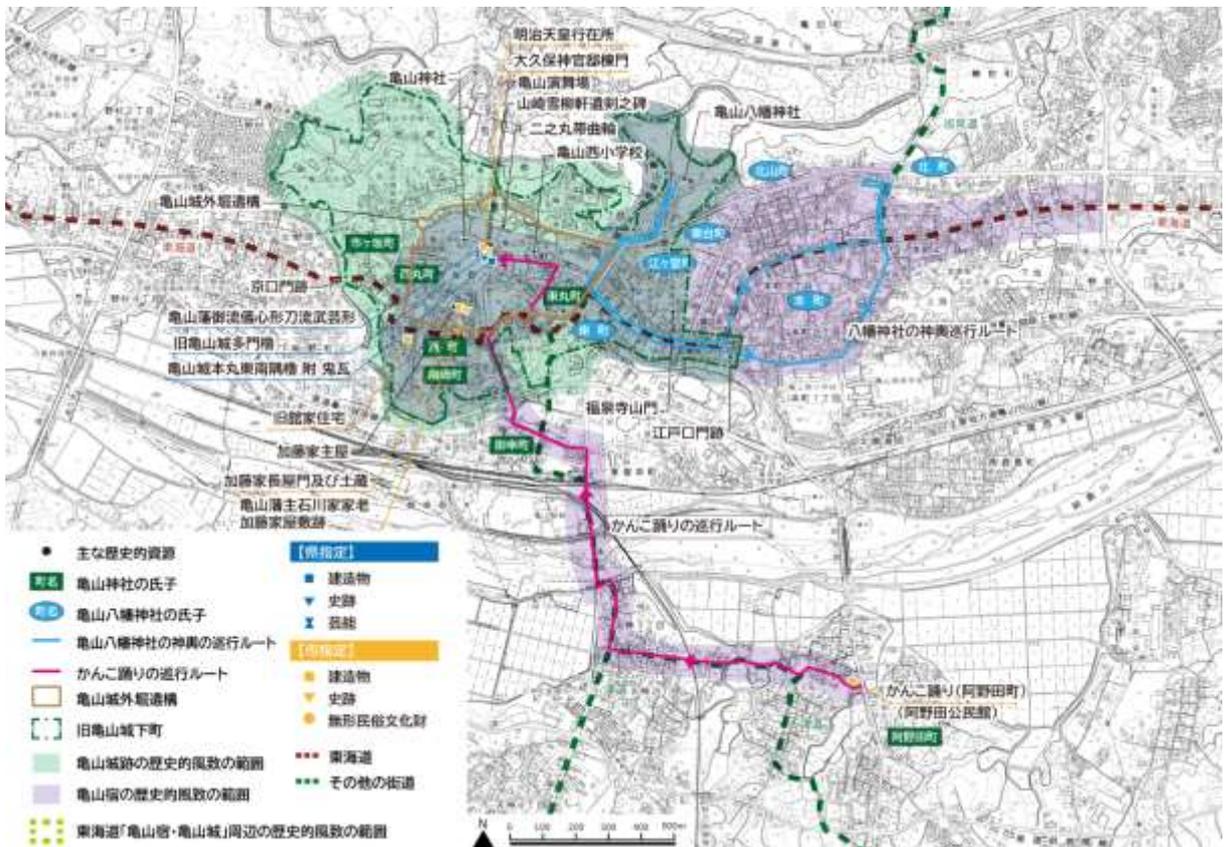


図2-4 東海道「亀山宿・亀山城」周辺の歴史的風致

### (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致

現在、「正調鈴鹿馬子唄保存会」が伝承活動を中心に行っているのは、坂下宿の町並みの南はずれにある「鈴鹿馬子唄会館」である。「鈴鹿馬子唄会館」は平成7年(1995)に建築された地域の集会施設で、鈴鹿馬子唄に関連する資料の展示などを行っている。「鈴鹿峠自然の家」は昭和13年(1938)に建築された「旧坂下尋常高等小学校」の校舎で、昭和54年(1979)に廃校となった後、「正調鈴鹿馬子唄保存会」の活動の場として利用されていた時期があった。その後「鈴鹿馬子唄会館」が整備され、現在は青少年健全育成施設として周辺の施設と一体として活用されている。

関宿や坂下・沓掛・市瀬地区の各所でも披露される人々の唄声と馬鈴のみの素朴な「正調鈴鹿馬子唄」が、鈴鹿峠から関宿に至る各所で響き渡る様は、厳しい峠道の風景を思い起こさせて独特の歴史的風致を形成している。



■ 鈴鹿峠



■ 片山神社



■ 鈴鹿馬子唄保存会  
(鈴鹿馬子唄会館にて発表)



(東海道関宿街道まつりにて)



図 2-5 東海道「坂下宿から鈴鹿峠」に至る地域の歴史的風致

#### (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致

傘鉾祭りの折にはこれら歴史的建造物に傘鉾を迎えるための提灯が飾られ、街道の町並みに傘鉾から五色の紙を奪い合う人々の歓声が響き、街道の賑やかな風情が感じられる。また、お囃子にあわせて舞われる獅子舞は、街道に訪れた新春の晴れがましさを感ぜさせる。

城下町のような曲がりくねった街道とは異なり、見通しの良いまっすぐな街道に面して歴史的建造物が数多く残る野村集落周辺における傘鉾や獅子舞といった人々の活動は、東海道沿いの他の地域とは異なる風情を醸し出し、歴史的風致を形成しており、現在も地元の人々により良好な市街地環境が引き継がれている。

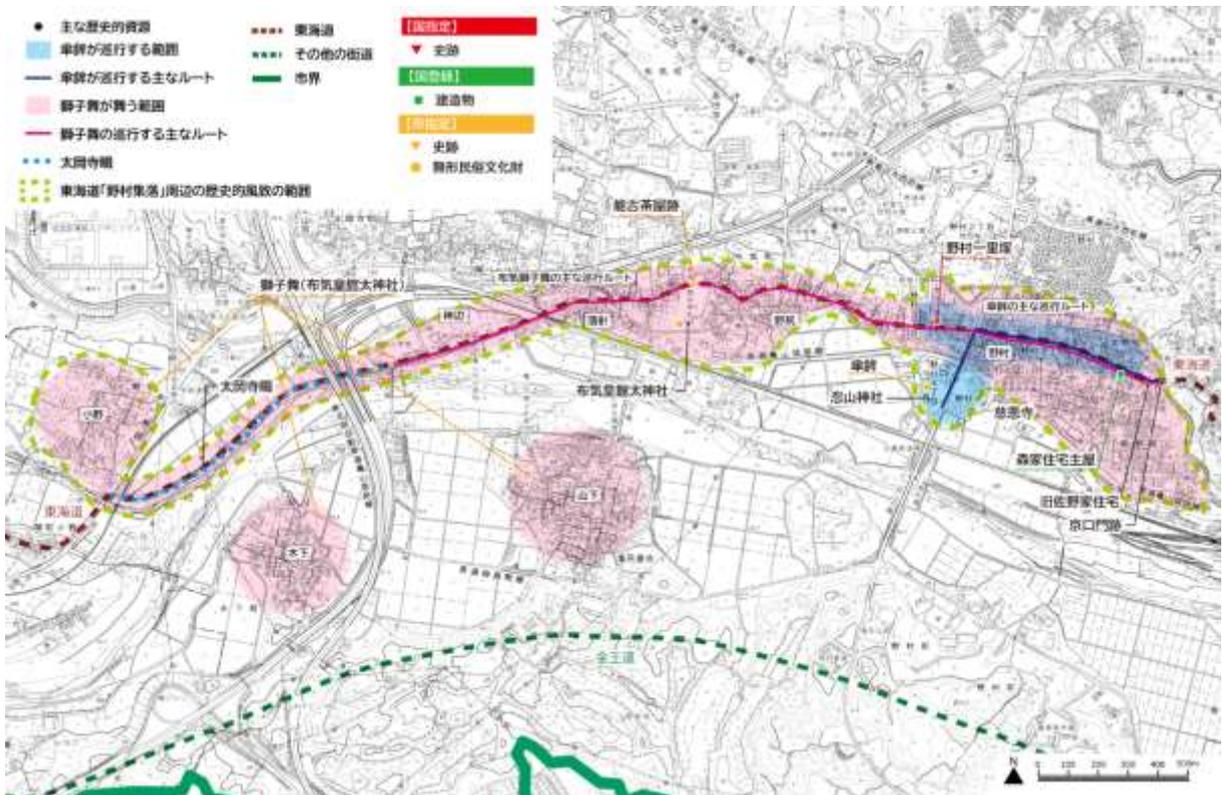


図 2-6 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致

### (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致

川合集落は街道筋ではあるが農村である。街道に面して並ぶ民家の内、明治時代に建てられたものは、街道に対して直交して配置されており、街道には側面を見せている。主屋前面には広い庭が取られており、庭の街道に面する部分には生垣が設けられるなど、この地域における農村の民家の特徴を引き継ぐ、歴史的建造物である。この主屋前面にあって、街道に面した広い庭が「かんこ踊り」の「庄屋踊り」の場となっている。「かんこ踊り」では勇壮な踊りとともに、囃子方の笛や太鼓の音が東海道沿道の川合集落に響き、農村における収穫への喜びとともに、街道の賑わいを感じさせる。

「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)では、現在も和田町を中心に旧井田川村の人々が参加し、約250年もの長きにわたり伝統行事が続けられている。「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)では、行事を終えた参加者が御札と分けられた供物を手に下げて家路につく風景がみられ、農村集落である川合・和田地域特有の風情が醸し出されており、現在も受け継がれる歴史的風致を形成している。



図 2-7 東海道「川合集落」周辺の歴史的風致



## (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致

「安楽越」と呼ばれる池山集落から野登寺への道は、この付近の人々の生活道路であると同時に野登寺への参道でもある。ここには「池山かんこ踊り」が室町後期から現在まで脈々と続けられ、この行事は夏から秋までの風物詩となっている。毎年7月から始まるかんこ踊りの練習や8月の永源寺と野登寺での舞の披露、また10月の坂本神社での舞の披露ではお囃子や唄が野登谷・坂本の棚田・野登山周辺に響きわたり、人々が四季の移り変わりを豊かな自然や地域活動により五感で敏感に感じとることができる本市固有の歴史的風致がある。



■安楽越



■野登寺本堂



■池山かんこ踊り



■太閤の腰掛石



■永源寺本堂



■坂本神社（覆屋）



■坂本棚田



図 2-9 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致

## (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致

昼生地区は、平安・鎌倉時代には伊勢神宮領の「ひるおのしょう昼生庄」との記録が残り、古代より開けていた地域で、中世は関氏の支配地であった。

金王道は平安末期の動乱について書かれた軍記物語『平治物語』に登場するしぶやこんのう渋谷金王丸がその由来となっており、源平合戦の際、平家に敗れた源氏の大將源義朝の最期を義朝の側室常盤御前に伝えるため、内海（愛知県美浜町）から京を目指して駆け抜けた道が金王道といわれている。

昼生地区で3年に一度開催される獅子舞は地区内の津道や里道を通り、集落を舞い廻る。今も年の瀬が近づく頃、三寺町公民館での子どもを交えた練習風景や各集落を回って舞う様子が風物詩となっている。

かんこ踊り（中庄町）は勇壮な踊りとともに、囃子方の笛や太鼓の音が中庄町内の集落に響き、農村における収穫への喜びとともに集落の賑わいを感じさせる。

観音まつりは大正10年(1921)の開山に関わった6名の家の者が、代々世話人を務めるなど、地元住民が深く関わっている。

獅子舞の子どもを交えた練習や各集落を回って舞う様子、かんこ踊りの勇壮な踊りとお囃子の音が集落に響く様子、そして観音まつりでの参加者の行き帰りと参拝の姿にこの地域の情緒・風情が感じられ、地元の人々により大切に引き継がれる歴史的風致を形成している。



■金王道

■獅子舞（石神社）

■かんこ踊り（中庄町）

■観音菩薩の石像

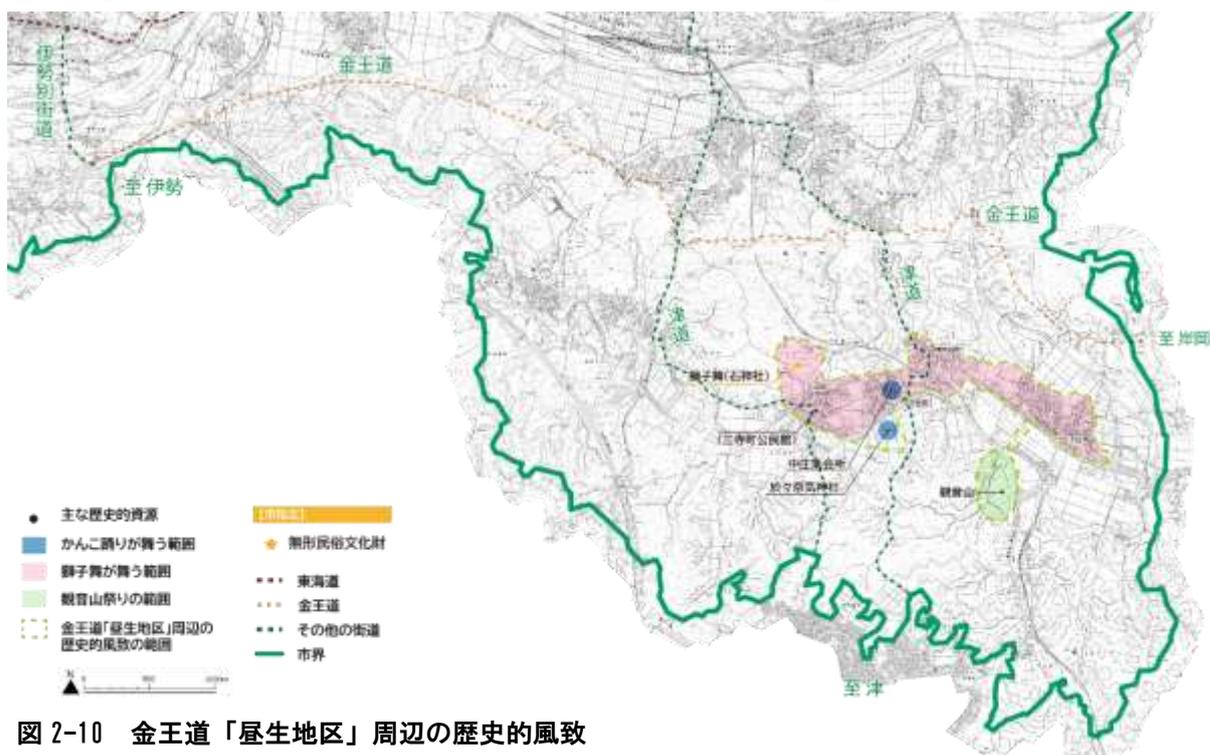


図 2-10 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致

## 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

#### (1) 関宿の重要伝統的建造物群保存地区

関宿は昭和59年(1984)に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。昭和60年(1985)以降、継続して伝統的建造物などの修理修景事業を実施しており、現在まで毎年3件程度の大規模修理工事、3~5件程度の中規模修理修景工事、10件程度の小規模修理修景工事が行われ、建造物所有者や地域の住民の理解の下、町並みの保存活動が進められている。

関宿の町並み保存の特徴は、単に「観光地化」を目指すのではなく、「生活の場」として保存することにある。活動団体としては、昭和55年(1980)に「関町まちなみ保存会」が組織され、現在は「東海道関宿まちなみ保存会」として活動の幅を広げている。更に、平成12年(2000)に「関宿案内ボランティアの会」が、平成16年(2004)に「関宿『関の山車』保存会」が設立されている。

#### (2) これまでの東海道を中心としたまちづくりの推進

東海道を基軸にしたまちづくりとして官民様々な取組を行ってきた。整備事業としては、亀山宿江戸の道整備事業、東海道ルネサンス事業、くらしの道づくり事業などを行っている。また、市民による文化財保護団体の設立や活動については、「NPO亀山文化資産研究会」や「亀山宿語り部の会」があげられる。また、「野村地区まちづくり協議会」、巡見道・安楽越沿道の「川崎地区まちづくり協議会」、「屋生地区まちづくり協議会」等の団体による歴史まちづくり活動も見られる。

#### (3) 伊勢鈴鹿関跡範囲確認調査事業

伊勢鈴鹿関について、現在に至るまで9次にわたり発掘調査を継続し、奈良中期に鈴鹿関の西端を区画する城壁(築地塀)が整備されたことが分かってきたことから、令和3年(2021)3月に国の史跡に指定された。

#### (4) 第1期計画における取組

第1期計画では東海道沿道を重点区域に指定し、旧亀山城多門櫓・旧館家住宅・亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡などの文化財の復原整備、東海道沿道や亀山公園を含む旧亀山城周辺の歴史的環境の整備、関宿や東海道沿道における市民・散策者の休養・案内・交流施設の整備などを一体的・重点的に実施するとともに、景観計画の策定など景観形成に関する諸施策による歴史的景観の保護を進めた。



整備後  
■無電中化整備事業



■関宿の案内活動



■野村地区まちづくり協議会学習会



■東海道のおひなさま



■鈴鹿関跡第9次発掘調査



■亀山公園・旧亀山城周辺整備

---

## 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

---

第1期計画の取組により課題の軽減を図ることはできたが、拠点の整備にとどまっておらず、拠点を結ぶ街道の整備等のすべての課題解決には至っていない。また、社会情勢の変化、人口減少・少子高齢化による歴史資源の保存に関する課題等も深刻化している。これらの課題を下記の四つに整理した。

### (1) 東海道及び沿道環境に関する課題

第1期計画において沿道拠点施設などの整備や、亀山市景観計画に基づく関宿及び亀山城下町周辺の景観形成推進地区指定、東海道の一部区間を景観重要道路に指定など、景観保全に取り組んできた。

しかし、当市の歴史的風致の根幹である「東海道」の宿場間を結ぶ区間については、市民や来訪される方にとって、東海道であるとの認識がまだまだ薄く、情報発信が十分に出来ていない状況である。

関宿や亀山宿の来訪者数の増加に伴って東海道の散策者も年々増加傾向にあるが、安全に散策できる環境や拠点への適切な誘導などの来訪者への環境整備が不足していることに加え、依然として町並みと不調和な建築物や工作物が存在しているという課題がある。

### (2) 歴史的建造物及び周辺環境に関する課題

第1期計画の推進により、歴史的建造物の保存整備は進んでいるものの、整備が必要な歴史的建造物は未だ多く残っている状況である。また、歴史的建造物の多くが木造家屋であり、火災による被害が懸念され、防火の措置が必要な場合がある。

また、これまで所有者や管理者の維持管理に対する努力とともに、修理に対する費用助成や、歴史的建造物の土地の公有化から保存・活用、歴史的風致形成建造物の指定などにより保存を図ってきたが、今後少子高齢化が進み、後継者不足となることに伴い、歴史的建造物の維持管理がさらに困難となることから、その保存継承が課題である。

### (3) 新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付けに関する課題

平成18年度(2006)より行っている鈴鹿関跡の調査を継続して行い、西外郭線の範囲をほぼ確定し、これまでの調査結果を報告書としてまとめることができた。しかし、国の史跡指定の範囲は鈴鹿関の一部分にとどまっておらず、全体像はまだ明らかにされていないことや管理や活用の方針が十分に検討できていない。

また、その他の遺産についても未調査の部分が多く見られることが課題となっている。

### (4) 伝統文化等の伝承、地域活動の活性化に関する課題

平成30年(2019)「関の山車」会館の開設により、「関の山車」の保存や祭囃子などの伝承活動の拠点とすることができた。伝承活動の拠点整備を実施したことにより、既存活動の活性化、また、新たな市民活動も生まれ、地域住民などの文化財への意識向上に繋がっている。

しかし、依然として伝承活動においては担い手不足が深刻化しており、熟練者の高齢化・減少化が進んでいるということが課題である。

また、整備した施設などについて、地域住民、活動団体よりさらに有効活用していこうという動きが出ているが、十分に対応できていないという課題が残っている。

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第1期計画における取組状況と前述の課題を踏まえ、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、以下に示す四つの基本方針を示す。

#### (1) 東海道及び沿道環境に関する方針

街道の美装化をはじめとする沿道環境の整備を行い、歴史的な街道であることが一目でわかる統一性のある景観の創出を図るとともに、市民や来訪者が安全・安心に歩ける道路整備を推進する。さらに、ポケットパーク等の休憩・休養施設や交流施設等の便益施設、案内・誘導看板（サイン）について、計画的に整備を推進する。

これらの整備を推進することで市民や来訪者の利便性を高め、拠点への適切な誘導を促進し、歴史的建造物及び拠点施設の活用を推進する。

#### (2) 歴史的建造物及び周辺環境に関する方針

既存の文化財保護制度を活用や、新たに歴史・文化的な価値が認められたものについては、「歴史的風致形成建造物」としての指定を積極的に行い、文化財への指定・登録を検討する。

引き続き文化財施設の防災に対する啓発を行うとともに、整備した建造物の市民の創意を生かした活用や各施設が連携した取組を進め、市民が安心して生活できる環境や来訪される方が安全に散策できる環境を整えていく。

建築物などの維持管理についての担い手の高齢化や後継者不足といった課題に対しては、所有者が気軽に相談できる雰囲気づくりや相談窓口の充実にも積極的に取り組み、地域や行政が一体となって歴史的建造物の保存を図る。

#### (3) 新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付けに関する方針

鈴鹿関跡範囲確認調査を継続して実施し、中心部と東外郭線の有無について調べ、保存管理計画の策定や計画に基づいた整備を実施していく。

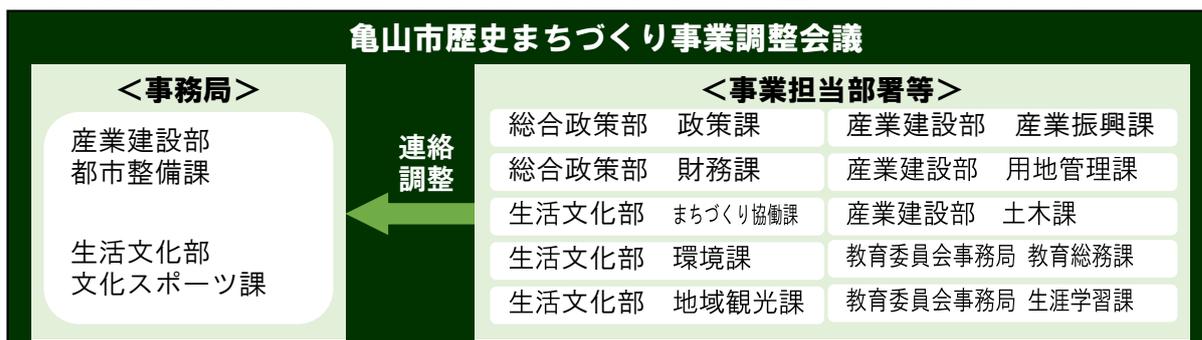
また、その他の遺産についても調査を実施し、市域の歴史や文化の解明を進める。

#### (4) 伝統文化等の伝承、地域活動の活性化に関する方針

関の山車」会館などの伝承活動の拠点施設を活用し、市民などが伝統文化を反映した活動を披露する場を継続して提供していく他、市民活動団体などが主体となった取組が継続や、将来の担い手育成の新たな仕組みを検討する。

### 4. 実施体制

本市では全市をあげて歴史的風致の維持向上を図っていくために、「亀山市歴史まちづくり事業調整会議」の設置を行い、事業担当部署間の横断的調整及び庁内合意形成を行う。



## 第4章. 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域の位置及び区域

#### (1) 重点区域設定の考え方

本市の歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果が、より重点的かつ効率的に発揮されるために、第1期計画での東海道沿道の取組に加え、新たに大和街道沿道区域においても新たに重点区域に設定し、施策を実施していくこととする。

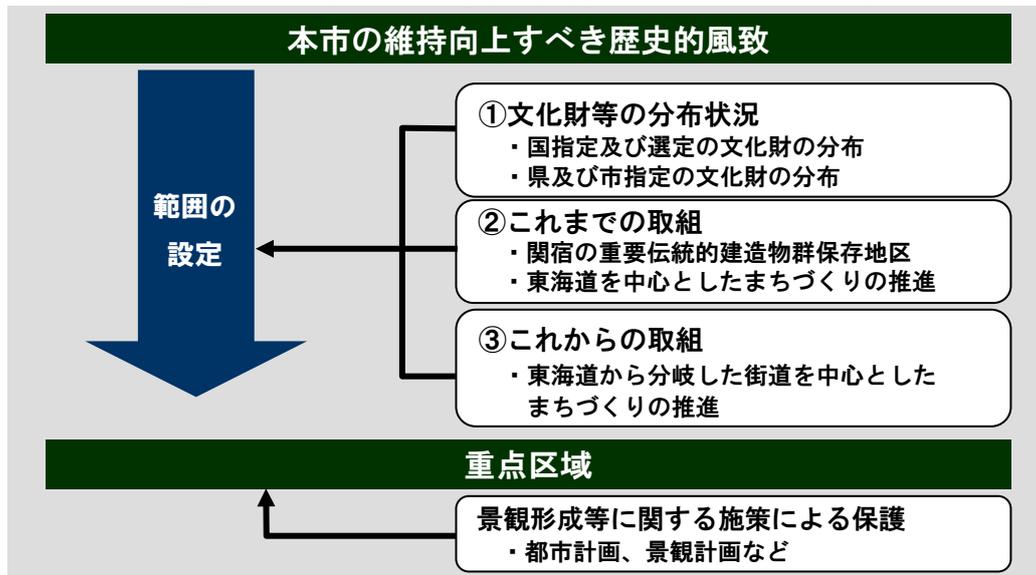


図 4-1 重点区域の範囲設定の考え方

#### (2) 重点区域の位置

重点区域は国・県・市の指定又は登録文化財の分布状況、維持向上すべき歴史的風致の状況・課題、重点的かつ一体的に実施すべき施策の内容を踏まえ、文化財等が多く所在する東海道と大和街道沿道の二つの重点区域を設定することとしたが、両区域の一部が重複するため、一体的な重点区域として設定する。



図 4-2 重点区域位置図

### (3) 重点区域の区域

重点区域の範囲については、「第2章1. 歴史的風致」における地域区分に応じ、下記のとおり範囲を決定する。

#### ①東海道「関宿」周辺

東海道「関宿」周辺については、「地蔵院本堂・愛染堂・鐘楼」「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」が所在し、その他の指定文化財として「東の追分・西の追分」「旅籠玉屋」「関の山車」「観音山」がある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、菓子・茶などの伝統産業に関連する文化財（民俗技術）や地蔵院で行われる諸行事（無形民俗文化財）、観音信仰に関わる堂（建造物）、石造物群（有形民俗文化財）などがある。

これら文化財などが分布し、祭礼において巡行などが行われる範囲は、重要伝統的建造物群保存地区を核として、その周辺の城山・観音山などを含む範囲である。東海道「関宿」周辺地域においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を重点区域とする。

#### ②東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺

東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺については、「旧亀山城多門櫓」「加藤家長屋門及び土蔵」「旧館家住宅」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」などがあり、その他、歴史的風致を構成する要素としては亀山神社や亀山八幡神社の祭礼などの他、東海道上に伝統的な町家が点在している。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は、亀山城の城郭・城下町及び東海道亀山宿の範囲であり、全体が丘陵上にあつてその縁辺は急崖の緑地となっている。東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を重点区域とする。

#### ③東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺

東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺については、「鈴鹿峠自然の家」「法安寺庫裏の玄関」「正調鈴鹿馬子唄」があり、その他、歴史的風致を構成する要素としては、鈴鹿峠の峠道などがある。

東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺において、これらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

#### ④東海道「野村集落」周辺

東海道「野村集落」周辺については、「野村一里塚」があり、その他指定文化財として「傘鉾」「獅子舞」などがある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、野村集落の東海道沿いに並ぶ歴史的建造物などがある。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は東海道亀山宿の西側に続く東海道の沿道である。東海道「野村集落」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を重点区域とする。

#### ⑤東海道「川合・和田集落」周辺

東海道「川合・和田集落」周辺については、「川合かんこ踊り」「谷口法悦題目塔」「和田道標」があり、その他、歴史的風致を構成する要素としては、「石上寺」や川合集落の東海道沿いに点在する歴史的建造物などがある。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は、東海道

亀山宿の東側に続く東海道の沿道である。東海道「川合・和田集落」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を重点区域とする。

#### ⑥大和街道「加太宿」周辺

大和街道「加太宿」周辺については、「鈴鹿関」周辺において東海道「関宿」、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」と区域が重複し、指定文化財としては「加太のかんこ踊り」「鹿伏兎城跡」「川俣神社」がある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、大和街道沿いに笹ヶ平古墳、川俣城跡などの中世城館跡、坊谷隧道・加太駅駅舎・市場川橋梁・第165号架道橋・大和街道架道橋などの鉄道遺産が点在する。

これら文化財などの分布や、人々の活動が行われる範囲は「鈴鹿関跡」を中心とする大和街道沿いに見られる。大和街道「加太宿」周辺においては国の史跡である「鈴鹿関跡」の保存維持活動が行われている範囲の内、今後重点的に取組を行う範囲を重点区域とする。

---

## 2. 重点区域の指定の効果

重点区域として設定した東海道や大和街道の沿道は当市をほぼ東西に貫通する物理的な基軸であり、市民・来訪者の交流軸ともなっている。

当該重点区域において、歴史的な建造物等の保護、景観条例等に基づく景観形成、歴史的な建造物周辺の景観的整備、建造物等の活用の促進などを重点的・一体的に進めることにより、重点区域における歴史的風致が維持向上するとともに、東海道などの一体性が回復して回遊性が高まるなどにより、市民・来訪者の交流が促進される。

さらに、この区域の歴史的風致を維持向上させることは、市民・来訪者双方に市の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに、これを活かしたまちづくりに対する意識・意欲を高め、市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させる。

---

## 3. 良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画による都市の魅力継承と更なる向上

市域(19,091ha)の約34%(6,447ha)を非線引き都市計画区域としており、その内の1,149.4haに用途地域を定めている。

亀山宿・関宿から発展した商店街については近隣商業地域とし、特に、関宿の中心商店街においては、近隣商業地域と伝統的建造物群保存地区の指定を行っており、町並みをいかした特色ある商店街としての措置を図っている。

### (2) 亀山市景観計画による良好な景観の推進

歴史的な街並み景観の保全として、「亀山城下町景観形成推進地区」、「関宿周辺景観形成推進地区」を指定し、また、東海道沿いの視点場である「百六里庭」からの街並みの眺望を眺望景観重点地区としている。景観形成基準による景観誘導を図るとともに、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定等、良好な景観の保全・創出を行っている。

### (3) 亀山市環境保全条例による良好な景観の推進

亀山市景観計画で定める一般地区において規制対象外となる、1,000㎡以上の土地の区画形質の変更や土石・砂利等の採取について「亀山市環境保全条例」において開発行為届出対象行為として定め、開発行為届出書を提出することになっている。

### (4) 三重県屋外広告物条例による良好な町並み景観の推進

「三重県屋外広告物条例」では禁止地域、許可地域が指定されており、禁止地域・許可地域について、それぞれ高さ・大きさなどについての許可基準が設けられている。

### (5) 自然公園法による自然景観の保全

本市の北西山間部は野登山のブナ林(県指定)に代表される良好な自然環境があることから、自然公園法の規定に基づき、鈴鹿国定公園に指定されている。

### (6) 亀山市農業振興地域整備計画による農業・農村景観の保全

本計画の重点区域の亀山宿や関宿は農業振興地域外であるが、坂下宿などの一部の街道沿いや坂本棚田は「農業振興地域」となっており、良好な田園風景が保全される。

### (7) 亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例による自然景観の保全

本条例では鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源の保全及び活用に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するとともに、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずるものとしている。

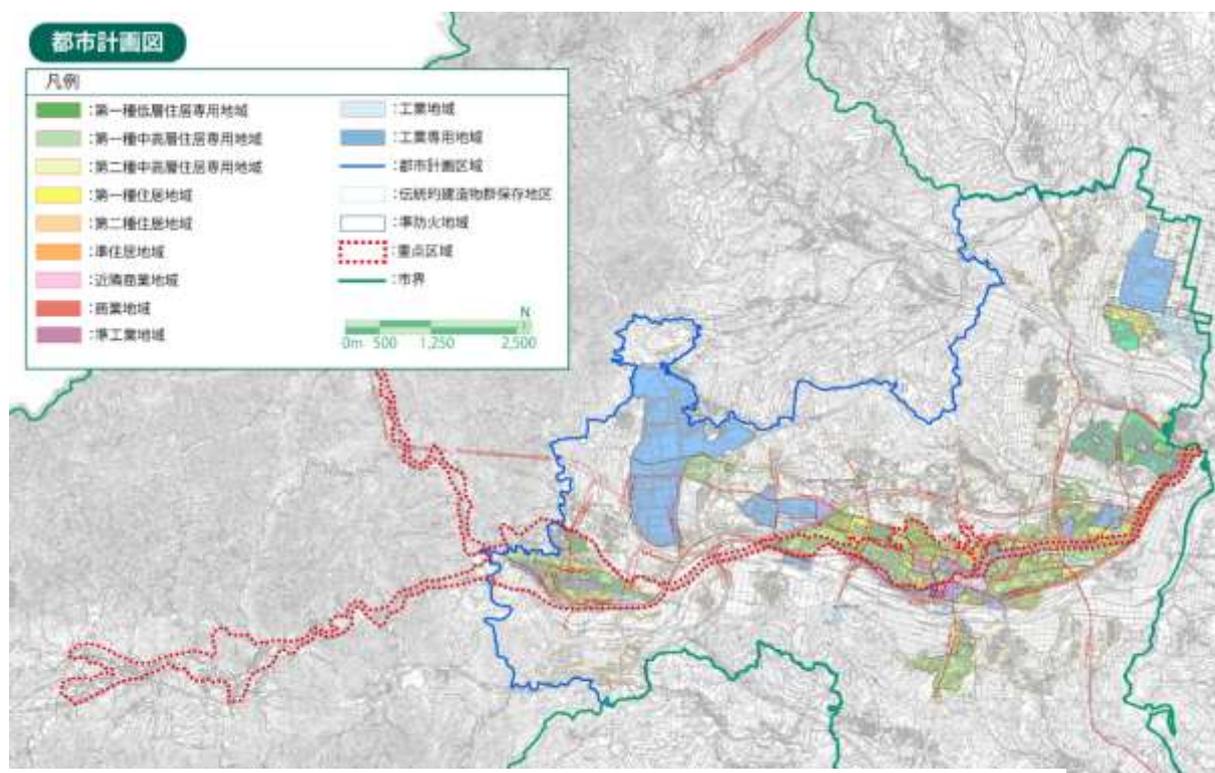


図 4-3 用途地区と重点区域（都市計画）

## 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域における有形・無形を問わず各文化財について、主要なものについてはその所在を確認したところであるが、市域の文化財の悉皆的な把握には至っておらず、今後各文化財種別の悉皆的な調査を実施していく。その上で、価値が明らかとなった文化財については、文化財に指定し保護を図っていく。

文化財の活用に関し市が所有する文化財等については、原則公開としている。また、民間が所有する文化財等についても、保存修理を進めるとともに、積極的に公開が行われるよう所有者等と協議を進めていく。

無形文化財・無形民俗文化財については、価値が明らかで保存伝承活動が行われていれば市の文化財に指定している。各保存団体では保存継承活動を行っているが、継承者の確保が大きな課題となっている。このため市では平成19年度(2007)から平成24年度(2012)まで映像による記録作成事業に着手してきた。今後は引き続きこの成果を伝承者の育成に役立てるとともに、広報等を通じて支援者の掘り起こしに努めていく。

特に、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区に関しては、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「保存条例」という。)に基づいて保存計画を策定し、計画に基づいて伝統的建造物の保存修理・公開等を行っており、今後も適切に保存管理を進めていく。

また、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、本市においても地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存活用するため、本計画と同じ理念に基づき、文化財行政のマスタープランである「文化財保存活用地域計画」を今後策定する予定である。



■亀山市関宿伝統的建造物群保存地区



■関地蔵院 本堂

#### (2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財は本市の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであると同時に、将来の地域文化の向上発展を支える貴重な資源である。このため、貴重な歴史文化資産である文化財を適切に保護していくことは、これに続く活用等の基礎となる事項であり、積極的かつ確実に推進していく。

#### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

見学者の利便とともに地域住民との交流が行えるよう、適切な場所を選んで駐車場や案内板・説明板、トイレ等の便益施設を整備する。また、文化財をよりよく望むことができる眺望ポイントの整備や、文化財の周囲における官民両空間における景観整備などにより、文化財が周辺の環境と一体となっていることが意識されるよう努める。

さらに、市民への情報発信や散策者の回遊性を高め、活用を促進するため、見ている風景に文字・映像情報を効果的に付加するICT整備を行う。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財等が一定の範囲に集中する場合には、文化財等と一体となって価値を成す周辺の環境まで含め、亀山市景観計画を通じ、文化財の周辺環境の保全を図る。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

修理・修復などの機会をとらえて、文化財の種類・規模・形態などに応じて必要な消防設備の設置・改修や耐震の措置を施すとともに、文化財周辺の環境の保全に努める。これらに加え、文化財担当部局・所有者・管理者・地域住民・地域防災組織・消防署が一体となって、設備機器の保守点検・訓練等を定期的に行う。



■文化財防火デー消火訓練

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

有形・無形の文化財を歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりである関連文化財群として捉え、これらをつなぐ物語を創造する。これにより、より多くの人々が文化財の価値に気づき、資産として活用しやすくする。文化財に触れる機会や、文化財を核としたまちづくり活動を介して、人々の交流が進められるよう積極的な施策の展開を図る。



■散策パンフレット

#### (7) 埋蔵文化財の取扱に関する方針

今後は鈴鹿関跡範囲確認調査を継続し、国史跡指定後の保存管理計画の策定や計画に基づいた整備を実施していく。また、その他の遺産についても調査を実施し、市域の歴史や文化の解明を進める。



■発掘調査

#### (8) 文化財保護に関わる庁内体制

「まちなみ文化財グループ」と「亀山市歴史博物館」の担当分担は、「まちなみ文化財グループ」が町並み保存事業を含む文化財保護行政全般を担当し、史資料の保存管理・展示及び市史編さん業務を「亀山市歴史博物館」が担当している。また、文化財の調査等の結果が博物館における展示等に直接的に反映される体制が整っている。今後もこうした体制の維持・充実を図るとともに、相互の連携を深めていく。

#### (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO等各種団体としては、各文化財に組織された保存・活用団体等と、こうした文化財毎に組織された保存・活用団体等の活動を支援する全市的な団体の2分類がある。市はこれらの団体に必要な情報を提供し、人材の育成・活動に対する支援など官民協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。



■NPO法人亀山文化資産研究会  
工事現場研修

以上の本市における文化財の保存・活用に関する市全体における方針を踏まえ、第2期計画において、重点区域内に関する計画を定めている。

## 第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、本市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な公共施設等である。本市において、東海道及びその沿道の施設は、それぞれの地域の歴史的風致を結ぶ最も重要となる施設である。これら施設整備については歴史的風致の維持及び向上に資するよう、形態や意匠に工夫を施し整備を行う。また、歴史的風致維持及び向上に関する方針に基づいた、次の体系図に従って地域における文化財を核としたまちづくりの活動を活性化させる施策を実施していく。



図 6-1 歴史的風致維持向上計画（第2期）体系図

## 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業



図 6-1 事業位置図

### (1) 道路施設の整備又は管理について

1-1 事業名：東海道街道沿街なみ環境整備事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
東海道において、脱色アルファルト舗装や表面処理(ブラスト加工)、薄層舗装などの美装化を行うことで、景観上の改善や良好な街道環境を保全する。	東海道を美装化することで、重点区域の物理的な基軸をなす東海道の景観上の改善が図れる。また、関宿や亀山城跡・亀山宿で行われる祭り等の舞台となっている街道の良好な環境を維持し、人々の活動の活性化に繋げる。	令和 4～12 年度
1-2 事業名：東海道街道沿街なみ環境整備事業(鈴鹿峠)		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
東海道の鈴鹿峠について、舗装・防護柵等の設置工事を行い、景観上の改善や良好な街道環境を保全する。	鈴鹿峠を修景整備することで、重点区域の物理的な基軸をなす東海道の景観上の改善や安全・安心な街道環境の整備が果たされるとともに、正調鈴鹿馬子唄の舞台となっている街道の良好な環境を維持することができる。	令和 5～8 年度

2-1 事業名：歴史的環境整備事業（道路整備）		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
<p>関宿内の東海道と並行する生活道路を改良、新設し、関宿での住環境の維持向上、来訪者の利便性向上を図る。</p>	<p>東海道「関宿」周辺の裏道を整備することで、来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路と区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性向上が図れる。</p>	<p>令和 6～12 年度</p> 

## （２）都市公園等施設の整備又は管理について

2-2 事業名：歴史的環境整備事業（小公園の整備・改修）		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
<p>東海道沿道の良好な街なみの形成や来訪者の回遊性向上を図るため、亀山公園及び東町ふれあい広場の既存トイレ及び外構等の改修工事を行う。</p> <p>また、来訪者の利便性向上のため、関宿のおよそ中心に位置する百六里庭にトイレを新設整備する。</p>	<p>景観上の改善が図られ、県史跡「旧亀山城多門櫓」等の歴史的建造物の活用が促進される。</p> <p>百六里亭に公衆トイレを新設整備することにより、来訪者の利便性向上が図られ、関宿の町並みの人々の活動が一層推進することが期待できる。</p>	<p>令和 4～6 年度</p> 

## （３）歴史的風致維持向上施設周遊施設の整備又は管理について

2-3 事業名：歴史的環境整備事業（ポケットパーク整備）		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
<p>散策者の利便性向上のため、また、旧亀山城多門櫓等の眺望ポイントとして、ポケットパークを整備する。亀山宿の西端にある京口門跡において、散策者、施設見学者の休憩施設を整備する。</p>	<p>ポケットパークの整備を行うことで、景観上の改善が果たされるとともに、県史跡「旧亀山城多門櫓」等の歴史的建造物の活用が促進される。</p>	<p>令和 4・5 年度</p> 
2-4 事業名：歴史的環境整備事業（駐車場整備）		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
<p>東海道「関宿」周辺への来訪者のため、主要なアクセス道路となっている国道 1 号に面する JR 関駅前駐車場に観光バス専用駐車場を整備する。</p>	<p>地域住民の住環境、来訪者の安全性を向上させる。また、団体来訪者の回遊性が高まることで、近隣に位置する歴史的風致形成建造物の活用が促進される。</p>	<p>令和 4 年度</p> 

3 事業名：重点区域案内看板整備事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
歴史的風致形成建造物や観光施設等の案内サインを設置する。サインには、QRコードなどを使い、見ている風景に情報（文字や映像）を効果的に付加し、多言語対応とするなどICTを活用した情報発信を行う。	散策者の回遊性を高め活用を促進することや、外国人観光客の満足度の向上により、インバウンド効果についても期待できる。	令和3～12年度 
4 事業名：案内看板整備事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
JR亀山駅前等の要衝に、歴史的風致である東海道「亀山宿・亀山城」の歴史的風致形成建造物等を含む歴史観光案内看板を設置する。	市の玄関口となるJR亀山駅前等に市の歴史観光案内看板を設置することで、市民の歴史的風致に対する意識付けはもとより、来訪者の回遊性を高め、歴史的風致形成建造物の活用を促進する。	令和4年度 
5 事業名：地域活動拠点整備事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
JR加太駅舎を地域住民等の地域活動拠点として整備する。 内装改修やトイレの整備、また、景観改善のため、屋根及び外構整備を行う。	JR加太駅舎を改修し、地域住民の活動拠点として活用することで、加太鉄道の維持保存を行う団体のウォーキングイベントや歴史文化フォトコンテスト等の活動を継続して実施していくことができ、地域の誇りを育むことができる。	令和3年度 

#### (4) 歴史的建造物等の整備又は管理について

6 事業名：歴史的施設保存修繕事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
「明治天皇行在所」や「鈴鹿峠自然の家」の歴史的施設の保存修理工事を実施し、施設の保存と活用を行う。	歴史的施設の保存修繕することで景観上の改善が果たされ、地域の誇りを育み、イベント等での活用も期待できるなど、さらなる歴史的風致の向上に寄与する。	令和3～7年度 
7 事業名：歴史的建造物修繕事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
民間所有の歴史的風致形成建造物に指定した建造物及び景観上重要な建造物について、その修理に対し補助金を交付する。	老朽化が激しい民間所有の歴史的風致形成建造物及び景観上重要な建造物の修理を支援することにより、重点区域全域の景観上の改善が果たすことができる。	令和3～7年度  重点区域全域

8 事業名：歴史的施設調査保存事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
未だ詳細な資料の残されていない史跡である鹿伏兎城について、地形測量、発掘調査及び資料調査を実施し、その結果を基に土塁や石垣等の復原整備を行う。	整備事業を行うことで、関氏が築いた鹿伏兎城の土塁・石垣・井戸などが往時の面影を偲ばせている大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致の保存が図られるとともに、地域の誇りを育み、また、イベント等での活用を促進することができる。	令和12年度 

### (5) 地域特性を活かしたまちづくりや市民活動について

9 事業名：歴史まちづくり活動支援事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
昭和61年(1986)に旧関町職員によるイベントとして始められ、現在では地域関係者で組織する実行委員会により企画運営を行っている。市は普及・啓発や施設の活用などの支援を継続して行っていく。	関宿の町並みの良さを地域内外の人に知ってもらうことで、町並み保存意識の向上と関宿の活性化を図ることができる。	昭和61年度(1986)～ 

10 事業名：歴史的建造物等活用事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅籠玉屋歴史資料館において、小学校高学年を対象とした宿泊体験学習会を支援する。旧亀山城多門櫓を背景とした薪能を開催する。	関宿における伝統的な建造物の価値や、住まい方を体験から学ぶとともに、次代の担い手の育成を図ることができる。 「旧亀山城多門櫓」の活用を促進することができる。	平成9年(1997)～ (玉屋宿泊体験) 平成17年度(2005)～ (亀山薪能) 

11 事業名：伝統芸能保存事業		
事業概要	歴史的風致維持向上に寄与する理由	事業期間
毎年恒例で実施される伝統行事である亀山市納涼大会において、「灯おどり」や「葛葉太鼓」等の伝統文化の発表を実施する。	各種地域伝統芸能の発表により担い手の育成が図られ、これらの活動が歴史的建造物の集まる「亀山城跡・亀山宿」周辺で行われることで歴史的建造物の普及・啓発につながる。	平成4年度(1992)～ 

## 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

第1期計画に引き続き、今後も亀山固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、重点区域内において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的建造物について、歴史・伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえて、歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

また、歴史的風致形成建造物の指定対象は建築物が主体となるものの伊勢講・観音講・関地蔵院への信仰などに関わる工作物や石造物、橋梁・門及び土塀等の工作物も対象とする。

### 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準

歴史的風致形成建造物の指定においては本計画で定める重点区域内の歴史的建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、その維持向上のために保全を図る必要があると認められるものや過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物等の内、復原することで区域の歴史的風致の維持向上に資すると認められるもので下記に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たすものを指定するものとする。

#### 【指定対象の要件】

- (1) 文化財保護法に基づく登録有形文化財(建造物)
- (2) 県または市文化財保護条例に基づく指定文化財
- (3) 「亀山市景観計画」に基づき指定された景観重要建造物
- (4) その他、市の歴史的風致の維持向上を図る上で、特に市長が必要と認めたもの

#### 【指定基準】

- (1) 意匠、技術等が優れているもの
- (2) 歴史上または文化的な価値が高く、保全が必要なもの
- (3) 所有者・管理者等により、今後、適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われる見込みのあるもの

#### ■歴史的風致形成建造物(指定候補)例



■旧三谷家住宅土蔵



■東の追分・一の鳥居



■旧亀山城多門櫓  
県の有形文化財(建造物)



■加藤家長屋門及び土蔵



■二ノ丸帯曲輪(復原建造物)



■鈴鹿峠自然の家  
登録有形文化財(建造物)



■森家住宅  
登録有形文化財(建造物)



■旧佐野家住宅

## 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

---

### 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方

---

歴史的風致形成建造物は国登録有形文化財、県及び市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物などの各法令により指定・登録されている歴史的建造物を基本とし、これに過去に歴史的風致を形成していた歴史的建造物（復原建造物）を加えたものである。

歴史的風致形成建造物の管理などについては歴史まちづくり法に定められており、これを基本とするが、各法令により指定・登録をされている歴史的建造物については歴史的風致形成建造物としての指定が重複して行われることとなり調整が必要である。

歴史的風致形成建造物は現に地区の歴史的風致を形成するとともに、公開・活用されることによって歴史的風致の維持及び向上に寄与することが望まれる。このため、官民の所有を問わず積極的な公開・活用が不可欠である。

---

### 2. 個別の事項

---

#### (1) 県及び市文化財としての指定と重複するもの

建造物の内・外部を対象として、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理などに当たっては文化財に関わる補助制度などを活用して所有者などの負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会・学識経験者などによる必要な技術的な指導などを踏まえ、実施するものとする。

#### (2) 国の有形文化財としての登録、景観重要建造物としての指定と重複するもの

建造物の外部を対象として、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等を実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術的指導などを踏まえ、実施するものとする。特に、民間が所有するものについては所有者などの負担を軽減するため、修理などに対する補助・助成制度などの新たな支援策が必要であるが、亀山市景観計画とあわせて別に定めることとする。

#### (3) 歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われるもの

復原建造物等、歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについても、指定後においては、景観法に基づく景観重要建造物としての指定などと重複させるよう努めるものとする。特に、復原建造物については復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意するとともに、その維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

---

### 3. 届出が不要の行為

---

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づき、届出が不要の行為が定められている。

龜山市歷史的風致維持向上計畫 概要版

【第2期】

令和3年5月

龜 山 市

